

米沢市学校給食共同調理場基本構想・基本計画策定等支援業務委託 仕様書（案）

1 委託名称

米沢市学校給食共同調理場基本構想・基本計画策定等支援業務委託

2 背景・目的

米沢市では、米沢市立適正規模・適正配置推進ロードマップに基づき、令和11年までに中学校を現在の7校から3校に、小学校についても将来的に現在の半数に統廃合を進めていく予定である。

中学校給食については、現在、小学校で調理し、中学校に配送する親子給食方式を採用しているが、中学校の統合により調理量が増加することに加え、小学校の給食施設についても老朽化が著しく、衛生基準の確保やアレルギー対策、労働環境等、多くの課題を抱えている状況にある。

このようなことから、米沢市教育委員会では、令和3年5月に米沢市学校給食基本方針として、①将来にわたり安定的に給食を提供すること、②安全安心な給食を提供すること、③食育と地産地消を推進すること、④子ども達を大切にしたい細やかな対応を目指すこと、⑤施設設備や労働環境を整備すること、の5項目を掲げ、その実現にあたっては、中学校給食を共同調理（センター）方式とし、令和8年度の供用を目指すこととした。

本業務は、米沢市学校給食共同調理場基本構想・基本計画を策定するにあたり、専門的な知識、経験、技術等の支援を受けるとともに、必要な調査の実施や官民連携手法を含めた最適な事業手法等を検討するために必要な調査（民間活力等導入可能性調査）等を行うことを目的に実施する。

3 委託期間

契約締結の日から令和4年12月15日まで

4 業務内容

(1) 基本構想・基本計画策定業務

① 基本事項の整理

昨今の学校給食を取り巻く情勢や現状からみた本市の課題等を踏まえ、児童生徒数の将来推計を見据えた最大食数の設定や業務内容、その他必要事項等を整理する。

② 施設規模の検討

学校給食施設に求められる機能として、調理機能（食数、アレルギー対応、施設ライン、喫食までの時間等）や施設機能（環境負荷低減機能等）、食育機能、情報発信機能等について整理を行う。

③ 建設候補地の状況把握

市が提示する建設候補地の状況等を把握し、都市計画法や建設基準法等の法的条件や周辺環境の影響など想定される問題点について抽出し、整理を行う。

④ 配置計画・建設計画の検討

建設候補地の建設条件を踏まえ、提供食数から調理施設や駐車場等の配置を検討し、新施設の平面図、調理機器配置図等に関するモデルプランを作成する。

⑤ 配送計画の検討

建設候補地から配食校への配送計画を作成し、必要な配送車台数や配送時間、配送ルート等を検討する。

⑥ 基本構想・基本計画（案）の策定

前項までの検討結果を整理し、米沢市学校給食共同調理場基本構想・基本計画（案）を取りまとめる。

(2) 民間活力等導入可能性調査業務

① 事業方式の整理及び比較検討

事業範囲、リスク分担、事業期間及びスケジュール、資金調達方法等について検討・比較を行い、本事業に適した事業方式を検討する。

② 民間事業者への参画意向調査

本事業に対する最適な事業手法導入に関する民間事業者の意見や参画意欲をアンケートやサウンディング等により調査、分析し、民間事業者等の参画可能性を把握する。

また、本事業における付加事業についても、民間事業者に意見聴取すること。

③ 概算事業費とVFMの算定

本事業について、従来の手法とその導入可能性のある官民連携手法で実施した場合の市の財政負担の見込額をそれぞれ算出し、VFM (Value For Money) を算定する。

④ 総合評価及び課題の整理

前項までの検討、調査の結果を踏まえ、本事業を官民連携事業として実施することの適合性・現実性等を評価し、事業実施にあたっての課題について整理する。

⑤ 要求水準書（案）の作成

官民連携の可能性がある場合は、手法にあった要求水準書（案）を作成する。

(3) その他支援業務

① 本業務に関する会議等の資料作成及び運営支援を行う。

② 本業務を円滑かつ効率的に遂行するために、4回程度の協議を行い、その他必要と認められる場合に打合せを行う。（オンライン会議を含む。）また、その内容について記録簿を作成する。

5 成果品

詳細な納品時期は、受注者の提案等を踏まえて調整する。

提出書類等	媒体	数量	適用	納期目安
①米沢市学校給食共同調理場基本構想・基本計画(素案)	データ (電子媒体)	1	PDF、 Microsoft Word、 Microsoft Excel 等	令和4年6月

提出書類等	媒体	数量	適用	納期目安
②米沢市学校給食共同調理場基本構想・基本計画(案)及び概要版(案)	紙	各 30	A 4 版	令和 4 年 10 月
	データ (電子媒体)	各 1	PDF、 Microsoft Word、 Microsoft Excel 等	
③民間活力等導入可能性調査結果報告書 (中間報告)	データ (電子媒体)	1	PDF、 Microsoft Word、 Microsoft Excel 等	令和 4 年 8 月
④民間活力等導入可能性調査結果報告書	データ (電子媒体)	1	PDF、 Microsoft Word、 Microsoft Excel 等	令和 4 年 10 月
⑤要求水準書案	データ (電子媒体)	1	PDF、 Microsoft Word、 Microsoft Excel 等	令和 4 年 12 月
⑥使用した資料データ	データ (電子媒体)	1	PDF、 Microsoft Word、 Microsoft Excel 等	令和 4 年 12 月 (業務完了時)

※なお、②に基づき、パブリック・コメントを実施する予定

6 進捗状況の報告

発注者は受注者に対して必要に応じて業務の進捗状況について報告を求めることができる。

7 秘密の保持

受注者は、本業務により知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、本業務の実施にあたり、個人情報を取り扱う場合は、米沢市個人情報保護条例を遵守するものとし、秘密保持について万全の管理を行うものとする。

8 成果品の帰属

本業務の成果品の所有権、使用权は全て発注者の帰属とし、受注者は、発注者の許可なく成果品等を公表し、貸与し、又は使用してはならない。

9 瑕疵責任

本業務の完了後、過失又は疎漏に起因し品質基準を満たしていないことが判明した場合は、関連する項目を再検査し、受注者の負担において不良箇所を修正、補足するものとする。

10 貸与資料

発注者は、業務に必要な資料を受注者に貸与するものとし、受注者は貸与された資料を適正に管理し、本業務完了後、速やかに発注者に返却しなければならない。

11 その他

- (1) 受注者は、常に発注者と密接な連携を図り、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (2) 受注者は、本業務の実施にあたり、本仕様書及び関係法令等を遵守し、業務を行うものとする。
- (3) 事故発生その他緊急に報告することを要する事項については、受注者は、その都度、速やかに発注者に報告するものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項について疑義のある場合は、双方協議の上で決定するものとする。